

【インバウンド】

補助事業名	インバウンド需要への対応 宿泊施設インバウンド対応支援事業 「訪日外国人旅行者受入環境 整備緊急対策事業費補助金」 (観光庁)	対象者	◎複数の宿泊事業者やその他関係する事業者等により構成される団体 ※宿泊事業者等団体の他に、構成員となる宿泊事業者5者以上により構成されることが必要 ※宿泊事業者等団体は、構成員宿泊事業者の全てが新規申請であれば、過去に計画認定の実績があっても申請可能 ただし、過去に団体事業(団体自身が補助事業を実施する場合)として補助金の交付を受けた実績がある場合は、今回の団体事業には申請不可	補助率	対象経費の1/3以内
募集期間	平成29年10月2日(月) (必着)	支援内容	□当該宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者の向上を図る取組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助	補助額	上限100万円/1事業者 ※補助金合計額の上限 100万円×宿泊事業者数
補助事業名	インバウンド需要への対応 海外観光客受入体制 整備費助成事業補助金 (鹿児島市)	対象者	◎【以下の全てに該当する事業者】 1) 納期が到来している市税を完納している事業所 2) 鹿児島市内に宿泊施設、観光施設、飲食施設、土産品店、免税店、その他海外観光客が観光目的で利用できる施設を有する民間の企業等(商店街組織を含む)又は個人事業主	補助率	対象経費の1/2以内
募集期間	平成30年3月31日(土)	支援内容	□鹿児島市内の宿泊施設、観光施設、飲食施設、土産品店、免税店等が、外国語(※)表記等の整備を新たに実施する場合に、その費用の一部を助成 ※外国語：英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)のうち1言語以上	補助額	上限30万円 ※3月31日までに整備・受注業者への支払いを完了すること

【海外展開・国外輸出】

補助事業名	国際的な事業展開等 中小企業等外国出願支援事業 (かごしま産業支援センター)	対象者	◎鹿児島県内に主たる事業所を有する中小企業者等	補助率	対象経費の1/2以内
募集期間	平成29年9月13日(土) 午後5時まで (書類必着)	支援内容	□経済のグローバル化による国際的な事業展開や知的財産権侵害品へ対応するため、県内中小企業等の戦略的な外国への特許出願等に対しその費用の一部を助成。 【以下のいずれかの事業】 (1)外国特許庁への出願手数料 (2)現地代理人に係る費用 (3)国内代理人に係る費用[外国出願に係る費用に限る] (4)翻訳に係る費用 (5)その他、通信費、振込手数料など外国出願に必要と認められる費用	補助額	【上限額】 300万円/1事業年度 ①特許出願：150万円 ②実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願：60万円 (次に掲げる商標登録出願は除く) ③冒認対策商標：30万円
補助事業名	海外販路開拓展示会出展 平成29年度 輸出チャレンジ支援事業 (鹿児島市)	対象者	◎【以下の全てに該当する事業者】 1) 納期が到来している市税を完納している事業所 2) 鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者等	補助率	対象経費の1/2以内
募集期間	募集件数に達し次第締切	支援内容	□海外で開催される合同展示会等に出席する経費の一部を補助 ※合同展示会等 ・国、県、その他国内公的機関・団体(日本貿易振興機構、(公社)鹿児島県貿易協会等)、金融機関又は開催国公的機関の主催、共催又は後援により、海外開催の展示会、見本市及び商談会並びにミッション等のこと。	補助額	【上限額】 1～3年度目：20万円 4～5年度目：10万円

【商品開発・販路開拓】				
補助事業名	産官学連携事業 メイドインかごしま支援事業 「1. 経営力強化事業」 (鹿児島市)	対象者	◎【以下の全てに該当する事業者】 1) 納期が到来している市税を完納している事業所 2) 鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者又はそのグループ等	補助率 対象経費の1/2以内
募集期間	募集件数に達し次第締切 ①～④の各々3件程度	支援内容	□中小企業者と大学等との連携による①共同研究開発、②知的財産権の取得、③後継者等育成、④事業革新等に要する経費の一部を補助。	補助額 20万円以内
補助事業名	新製品開発や販路開拓 メイドインかごしま支援事業 「2. 新商品等支援事業」 (鹿児島市)	対象者	◎【以下の全てに該当する事業者】 1) 納期が到来している市税を完納している事業所 2) 鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者又はそのグループ等	補助率 対象経費の1/2以内
募集期間	募集件数に達し次第締切 ①～②の各々6件程度	支援内容	□中小企業者等より①新製品等の開発や、②新商品の販路開拓に要する経費の一部を補助。	補助額 ①新製品等の開発 ：20万円以内/1件 ②新商品販路開拓 ：30万円以内/1商品

【創業・新分野進出】				
補助事業名	[業種指定あり]産業創出 鹿児島県中小製造業者創業・ 新分野進出等支援補助金 (かごしま産業支援センター)	対象者	◎【以下の全てに該当する中小企業・小規模事業者】 1) 既に鹿児島県内で業を営む中小企業者や鹿児島県内において新たに創業を目指す個人及びそのグループのうち、製造業を営む者 ※今後、製造業を営もうとする者を含む 2) 創業、新たな分野への進出、規模拡大に取組む事業の内容が次の分野に該当すること。 ①自動車②電子③食品④環境・新エネルギー⑤健康・医療 ⑥バイオ⑦航空機	補助率 (1)経営計画策定支援事業：2/3以内 (2)経営計画実施支援事業 ア. 人材育成支援事業：1/2以内 イ. 試作・研究開発支援事業 ：2/3以内 ウ. マーケティング ・販路開拓支援事業：1/2以内 エ. 専門家招へい支援事業 ：2/3以内 オ. 設備投資支援事業 ：投資額[下限1千万円]×2% +新規常用雇用者数×30万円
募集期間	平成29年10月20日(金)	支援内容・補助対象事業	□経営計画の策定や人材育成、研究開発、販路開拓等に要する経費の一部を補助。 【以下のいずれかの事業】 (1)経営計画策定支援事業 (2)経営計画実施支援事業 ア. 人材育成支援事業 イ. 試作・研究開発支援事業 ウ. マーケティング・販路開拓支援事業 エ. 専門家招へい支援事業 オ. 設備投資支援事業 【事業実施期間】 ※(1)と(2)ア～エは3カ年度以内、(2)オのみ、新たに取得した設備の操業開始後1年6カ月以内	補助額 【上限額】 (1)経営計画策定支援事業 ：80万円以内/年 (2)経営計画実施支援事業 ア. 人材育成支援事業 ：120万円以内/年 イ. 試作・研究開発支援事業 ：400万円以内/年 ウ. マーケティング ・販路開拓支援事業 ：150万円以内/年 エ. 専門家招へい支援事業 ：90万円以内/年 オ. 設備投資支援事業 ：2000万円以内

【軽減税率対策】				
補助事業名	消費税軽減税率への対応 軽減税率対策補助金 (中小企業庁)	対象者	◎消費税軽減税率制度への対応が必要となる中小企業者、小規模事業者等	補助率 A. 対象経費の2/3 (1台のみ・費用3万円未満) 3/4 (タブレット等の汎用端末) 1/2 B. 対象経費の2/3
募集期間	平成28年4月1日(水) ～ 平成30年1月31日(水)	支援内容・補助対象事業	□A) 複数税率対応レジの導入や、B) 受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助。 【以下のいずれかの事業】 A. 複数税率対応レジの導入等支援 ・対応可能な新規レジの導入 ・対応可能にする既存レジの改修 等 B. 受発注システムの改修等支援 ・電子的な受発注システム(EDI/EOS等)の利用に関する改修・入替 等	補助額 【上限額】 A) 1事業者200万円まで 補助額20万円/1台当り B) (小売事業者) 発注システム1,000万円 (卸売事業者) 受注システム150万円 (両方の改修・入替) 1,000万円

【企業立地】

補助事業名	<p>新拠点設立の軽減・補助</p> <p>企業立地促進補助金 (鹿児島市)</p>	<p>◎工場、オフィス等の新設、増設にあたって、着工前に鹿児島市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業</p> <p>【対象業種】</p> <p>①製造業 ②情報通信業関連 ③コールセンター・事務処理センター ④本社機能</p>	補助率	2%～50%等
募集期間	<p>随時</p> <p>(立地協定) 着工約2ヵ月前に 事業計画書等を提出</p> <p>(補助金交付申請) 操業開始から1年経過後 6月以内(1年目)等</p>	<p>支援内容・補助対象事業</p> <p>□以下に要する経費の一部を最大3年間補助</p> <p>(1)新規雇用 (2)設備投資 (3)固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額 (4)オフィス賃借料 (5)研修費 (6)企業内託児所運営費等</p> <p>※業種によって補助内容が異なります。</p>	補助額	最大7億4,000万円